

入札監理小委員会における審議の結果報告

総務省統計局の「科学技術研究調査」

総務省統計局の科学技術研究調査の実施要項案についての審議結果（主な論点と対応）を以下の通り報告する。

1. サービスの質の設定

【論点】

- ・サービスの質の指標として、調査票の回収率（白紙を除く）を設定することで十分か。
- ・サービスの質の要求水準を、平成17年度実績と同じ（大学等100%、公的機関99%、企業等79%）とすることでよいか。

【対応】

- ・全体の回収率に加え、今回の業務内容に焦点を当てた「督促回収率」、「基準日時点の回収率」を設定した。
- ・統計法の趣旨を踏まえ、「督促回収率」と「全体の回収率」の要求水準は、100%を目標とすることとし、事業実施の評価に当たっては官の実績値との関係を確認することとした。
- ・満足度や誤記入・未記入率について、将来的にはサービスの質の指標として設定することを視野に入れて今回試行的に把握する旨、統計局と確認した。
- ・インセンティブ・ディスインセンティブのあり方については、その実施方法も含めて次年度以降の課題とする旨、統計局と確認した。

2. 対象事業の範囲・委託期間

【論点】

- ・民間事業者による創意工夫の発揮の余地や経費削減の可能性という観点から言えば、今回の対象事業の切り出し範囲は不十分ではないか。

【対応】

- ・統計局から、次年度の課題として以下の事項を確認した。
 - 調査票等調査関係書類の封入作業、宛名記入など送付前の業務と調査票の回収業務について、対象業務とすることを検討する。
 - 今年度は単年度とするが今年度の結果について分析した上で、複数年度契約について検討する。

3．落札者評価や実績評価における外部有識者の活用

【論点】

- ・実施プロセスの透明性を確保する等の観点から、評価委員会を組織して、落札者の評価・決定やサービス実施後の評価等に当たらせるべきではないか。

【対応】

- ・統計局に設置されている「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の活用、具体的な評価手続の内容について統計局と確認した。

4．落札者決定のための評価方法

【論点】

- ・評価基準や評価項目において、民間事業者に過剰な負担となる部分があるのではないか。

【対応】

- ・教育（研修）に関し、企画書段階で提出させるのは、詳細なカリキュラムではなく、プログラムの概要に止めることとした。
- ・審査基準を明確化するなど、評価の方法を修正した。

5．低価格入札があった場合の対応

【論点】

- ・低価格での入札に対する対応如何。

【対応】

- ・会計法上の低価格調査を実施する場合があること、評価において加算方式がとられていること、必須項目を満たさない場合は失格としていることを考え合わせれば、特段の対応が必要ないと整理した。

6．民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告の頻度

【論点】

- ・調査客体から民間事業者にあった照会の内容について、統計局へ毎日報告させるのは過度ではないか。

【対応】

- ・報告の頻度については、原則として毎週1回とすることとした。

(2) 金品の授受の禁止

【論点】

- ・ 禁止の理由及び具体的な内容如何。

【対応】

- ・ 現状の統計局の判断は、「国等が実施する統計調査では、そこから得られる統計が行政の基礎資料となり、広く社会に還元されることから、謝礼は不必要と考えられている」とのことであり、今回の「科学技術研究調査」についてはこれまでこうした考えで行われていることを受けて、今回はこの整理でよいと判断した。

(3) 記録・帳簿書類

【論点】

- ・ 今回の事業分として他から分離する形で、別途作成しなければならないのか。

【対応】

- ・ 別途作成することは求めている旨、統計局と確認した。

7 . 実施期間終了後の見直しのための調査

【論点】

- ・ 次回事業に関する検討（10～12月）に反映させる観点から言えば、当該調査を業務終了時点（10月半ば）からはじめるのは遅すぎるのではないか。

【対応】

- ・ モニタリング結果等を整理することにより実績評価を9月から開始する旨、統計局と確認した。

以上